

## 津市道路等用地寄附採納事務取扱要領

津市建設部

### (趣旨)

第1 この要領は、道路等用地の寄附申出による採納（以下「寄附採納」という。）の取扱いに関し、法令その他別に定めがあるもののほか、基準その他手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (基準)

第2 寄附採納の基準は、次の各号のいずれかに該当し、採納することが適当であると認められるものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 津市道路認定及び廃止事務取扱基準の規定に適合し、本市の管理に属すべきであると認められること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（以下「公道」という。）から公道に接続しており、一般に公道の用に供され何人からも私権の制約を受けずに公道として認められる有効幅員が4メートル以上のものであり、かつ、本市の管理に属すべきであると認められること。
- (3) 道路交通の安全上または本市の道路網の構成に必要なものであり、かつ、周囲の立地状況等の諸条件から本市の管理に属すべきであると認められること。

### (要件)

第3 寄附採納の要件は、第2に掲げる基準に適合するもののほか、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 次の各号に規定する道路のいずれかに接続する道路
  - ア 集落と集落または公道ならびに公共的施設を接続する道路
  - イ 道路交通の安全上または本市の道路網の構成に必要な道路であって公道から公道に接道している道路
- (2) 道路幅員については4メートル以上確保されており、道路法による道路構造令、都市計画法（昭和43年度法律第100号）による開発許可基準、建築基準法（昭和25年法律第201号）による道路位置指定基準等に合致した道路であり、路面および付帯施設の状態が良好で車両の通行に支障がないこと。

- (3) 道路の排水施設に流末があり、機能の状態が良好で、流末処理に支障がないこと。
- (4) 道路等の用地および付帯施設に所有権以外の第三者の権利（抵当権、借地権、質権等をいう。ただし、電気事業者が設定する地役権を除く。）が設定されていないこと。
- (5) 道路等の用地および付帯施設にかかる占用物件については、その管理について法令に特別な定めのあるもののほか、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）もしくは津市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年1月1日条例第194号）に適合するものであること。また、占用物件が存在する場合、寄附採納手続が終了後直ちに占用申請に係る手続を行うことの確約があること。
- (6) 道路等の用地をめぐる係争または、紛争等が未解決のままでないこと。
- (7) 行き止まり道路については、何人も自由に利用できる状態であることのほか、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
  - ア 他の道路に接道している家屋を含まずに、生計を異にする二戸以上の家屋が存在していること。
  - イ 他の道路からの乗入が可能な土地を含まずに、寄附申出地からの乗り入れが可能な二筆以上の土地が存在し、生計を異にする二者以上が所有していること。ただし、土地の所有者が共有名義の場合は一者とみなす。
- (8) 市道として認定されるまでの間は、法定外公共物として取扱うものとし、この取扱いに関して申出者ならびに関係住民の承諾があること。
- (9) 公図及び地積測量図と現地が整合しており、現地で境界杭等により境界が明確に確認できること。
- (10) 寄附をすることに土地所有者（共有者全員）の同意があり、将来側溝整備等の付帯条件がないこと。
- (11) その他道路管理上支障を生じない状態にあること。

（寄附申出資格）

第4 道路等用地を寄附しようとする者（以下「申出者」という。）は、寄附しようとし出る土地（以下「申出地」という。）の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める者を申出者とする。

- (1) 申出者が法人である場合

法人の代表者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める者とする。

ア 法人が解散又は破産等している場合は、清算人又は破産管財人

イ 定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合には、当該定款等に定める者

ウ 特殊法人にあつては、法律、定款、寄附行為に定める者

(2) 申出者が制限能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）である場合

当該制限能力者の法定代理人（親権者、成年後見人、保佐人及び補助人）とする。

(3) 申出者が所有する申出地が共有地である場合

共有者全員とする。ただし、第5における事前協議に限り共有者の代表者による申出を認めるが、その場合は、共有者代表届（第2号様式）を提出すること。

(4) その他の場合

市長が申出資格を有すると認めた者とする。

（事前協議申出）

第5 申出者は、次に掲げる書面を市長に1通提出し、申出地の管理、構造、保全面において事前の協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

(1) 寄附採納事前協議申出書（第1号様式）

(2) 委任状（第3号様式）（代理人又は代表者が申出を行う場合）

(3) 申出者の代理人が法定代理人であることを証する書面（申出者が制限能力者である場合）

(4) 位置図

(5) 公図又は14条地図

法務局交付に係る不動産登記法第14条第1項に規定する図面（以下「14条地図」という。）又は同法第14条第4項に規定する図面（以下「公図等」という。）（複写可。ただし、申出者又は代理人が複写であることを認証し、自署又は記名押印すること）

(6) 土地登記事項証明書

申出地の登記事項証明書（発行後3箇月以内のもの）

(7) 地積測量図等

申出地の地積測量図または境界確認協議書がある場合は当該図面の写し

(8) 現況平面図

申出地及び周辺地の幅員や延長等を記載し、申出地と周辺地との位置関係が分かる図面

(9) 現況写真

申出地の現況が分かるもの（3箇月以内に撮影したもの。複数方向から申出地全体が分かるように撮影すること。）

(10) 境界杭等の写真

1 4 条地図や公図等および地積測量図と現地が整合していることが分かるように設置された境界杭等の写真

(11) 占用物件確認書（第4号様式）

(12) 履行確約書（第5号様式）（申出時点で不足要件があるが、改善の意思又は予定がある場合）

(13) その他参考資料

上記書面のほか、市長が必要と認める資料  
（事前協議結果の通知）

第6 市長は、第5による事前協議を行ったときは、その内容について調査及び審査を行い、当該審査における適否について、申出者に通知するものとする。

2 前項において市長から受納不可と通知を受けた者であっても、通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であれば再協議申出書（第6号様式）に必要な書面を添付したものを市長に提出し、受納不可要件の改善もしくは履行を確約することで、再協議の申出を行うことができる。

（寄附申出）

第7 事前協議において市長に認められた者は、次に掲げる書面を市長に1通提出することで、寄附申出を行うことができる。なお、寄附採納願の作成等は、別冊「申出書等記載要領」に定めるところによる。また、事前協議時に提出した書類で、市長に認められたものについては省略することができる。

(1) 寄附採納願（第7号様式）

(2) 申出者又は法定代理人の印鑑証明書。法人の場合は代表者の届出に係る印鑑証明書（いずれも発行後3箇月以内のもの）

(3) 資格証明書等

申出者が法人の場合は、当該法人の登記・登録事項等の証明書。申出者が代表者以外の場合は、専決権を有する旨を証明する書面（定款、その他法人の規則等）

- (4) 委任状（第3号様式）及び委任者の印鑑証明書（代理人又は代表者が申出を行う場合）
- (5) 申出者の代理人が法定代理人であることを証する書面（申出者が制限能力者である場合）
- (6) 寄附採納事前協議結果通知書（第6第1項により通知されたもの）の写し  
通知書に図面等が添付されている場合、それら全ての写し
- (7) 位置図
- (8) 公図又は14条地図  
法務局交付に係る不動産登記法第14条第1項に規定する図面（以下「14条地図」という。）又は同法第14条第4項に規定する図面（以下「公図等」という。）（複写可。ただし、申出者又は代理人が複写であることを認証し、自署又は記名押印すること）
- (9) 土地登記事項証明書  
申出地の登記事項証明書
- (10) 地積測量図等  
申出地の地積測量図または境界確認協議書がある場合は当該図面の写し
- (11) 現況平面図  
申出地及び周辺地の幅員や延長等を記載し、申出地と周辺地との位置関係が分かる図面
- (12) 現況写真  
申出地の現況が分かるもの（複数方向から申出地全体がわかるように撮影すること。）
- (13) 境界杭等の写真  
14条地図や公図等および地積測量図と現地が整合していることが分かるように設置された境界杭の写真
- (14) 占用物件確認書（第4号様式）
- (15) 占用申請確約書（第8号様式）  
占用物件等が存在する場合  
占用物件もしくは占有者ごとに作成されたもの

(16) 履行確約書（第5号様式）

事前協議において条件が付されている場合

(17) その他参考資料

上記書面のほか、市長が必要と認める資料

2 寄附申出ができる期間は、第6第1項における通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内とする。

（適否の通知）

第8 市長は、第7第1項により寄附申出があった場合、条例等に基づき審査を行い、受納における適否について、申出者に通知するものとする。ただし、市長は条件を付して受納決定をすることができる。

（関係書類の提出）

第9 第8により受納決定の通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書面を市長に1通提出しなければならない。

(1) 登記承諾書（兼）登記原因証明情報（第9号様式）

(2) 申出者又は法定代理人の印鑑証明書。法人の場合は代表者の届出に係る印鑑証明書。

2 第8により条件付きで受納決定の通知を受けた者は、条件を履行した後に次に掲げる書面を提出し、市長による履行確認後に前項の書面を提出するものとする。ただし、期限内に書面の提出が無い場合もしくは履行不足があった場合、市長は第8による決定を取り消すことができる。

(1) 履行届出書（第10号様式）

(2) 寄附採納に係る決定通知書（第8により通知されたもの）の写し

(3) 履行が確認できる書類

（添付書類の原本還付請求）

第10 申出者は添付書類の原本の還付を請求することができる。この場合、申出者は原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。なお、原本還付請求が可能な書面については、別冊「申出書等記載要領」に定めるところとする。

2 原本還付請求に係る書面については、当該請求に係る書面の原本と照合し、その内容が同一であることを確認した上、この謄本に原本還付の旨を記載し、本市担当者が押印するものとする。

3 市長は、原本還付請求があった場合、第6第1項もしくは第8による審査の終了後に、原本を還付しなければならない。

(申出等の返戻および取下げ)

第11 市長は次の各号に該当することが判明した場合は、寄附採納事前協議申出書もしくは寄附採納願(以下「申出書等」という。)について、速やかに返戻する。

- (1) 申出地において、係争中であることが判明した場合
- (2) 申出書等の受理後、申出者が寄附申出資格を喪失した場合
- (3) 申出者から、申出の取下げがあった場合

なお、申出者は、第8による公印の押印があるまでは、いつでも申出の取下げができるものとする。この場合、申出書等の取下げについて(第11様式)を提出するものとする。

- (4) 市長から必要な資料を求められ、3箇月を経過しても提出が無い場合  
(費用の負担)

第12 道路等用地の寄附申出に関して必要な費用は、道路等用地の取得にかかる所有権移転登記に要する費用を除きすべて申出者の負担とする。ただし特別な事由(申出者が破産管財人の場合等)により申出者の負担に耐えないと認めるときは、この限りでない。

(登記)

第13 道路等用地の寄附採納に関する所有権移転登記は、本市が行うものとする。

(所有権移転登記完了通知)

第14 市長は、第13による所有権移転登記完了後、所有権移転が完了した旨を申出者に通知するものとする。

(雑則)

第15 この要領に定めるもののほか、寄附採納の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。